

相続お手続きに必要な書類等一覧② (相続人が複数人で遺言書がない場合)

【原則、ご準備が必要な書類等】



準備	書類名	入手先
<input type="checkbox"/> JA所定の相続手続依頼書 (ご署名) 相続人		J A
<input type="checkbox"/> 相続手続依頼書に署名された方全員の印鑑登録証明書 (原則、発行後6か月以内のもの)		市区町村役場
いずれか	A. 法定相続情報一覧図の写し	法務局
	B. 亡くなられた方の出生から死亡まで連続した戸籍謄本 (亡くなられた方の戸籍謄本で相続人の確認ができない場合は、相続人の戸籍謄本が必要になります)	市区町村役場
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード		お客様

【状況により必要な書類等】

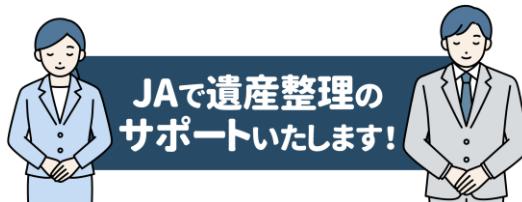
準備	書類名	入手先
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議後に お手続きされる場合	遺産分割協議書	お客様
<input type="checkbox"/> 相続放棄した方がある場合	特別代理人選任審判書謄本 (未成年者や成年被後見人などの相続人がいる場合)	家庭裁判所
いずれか	A. 相続放棄申述受理証明書	家庭裁判所
	B. 相続放棄申述受理通知書	
<input type="checkbox"/> 相続人等の名義に 変更する場合	J A所定の印鑑届 (当JAに印鑑届の提出をしていない場合)	J A

備考欄

相続手続きの内容により、記載以外の書類提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

◆ (税務申告・遺産整理手続きサポートのご案内)

- ・相続手続きが煩雑で、何から手をつけてよいのか分からぬ方
- ・慣れない相続手続きにお困りの方
- ・ご多忙で遺産の名義変更などのお手続きができない方



JA バンク広島では、提携先の税理士と連携し税務申告等のお手続きについて、皆さまのお手伝いをいたします。

(2026/1)